

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 2 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 228 条第 1 項前段の規定による。

立川市事務手数料条例の一部を改正する条例

立川市事務手数料条例（昭和42年立川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-----------------|---|-------|-----|-----------------|--|----------------------|---------------------------------|
| 別表第1（第2条・第3条関係） | | | | 別表第1（第2条・第3条関係） | | | |
| 番号 | 事務 | 名称 | 金額 | 番号 | 事務 | 名称 | 金額 |
| 1 } 5 | ……略…… | ……略…… | …略… | 1 } 5 | ……略…… | ……略…… | …略… |
| 6 | 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出その他市長の受理した書類の閲覧 | ……略…… | …略… | 6 | 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出その他市長の受理した書類の閲覧 | ……略…… | …略… |
| | | | | <u>6の2</u> | <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付</u> | <u>個人番号カード再交付手数料</u> | <u>1枚につき</u> <u>800円</u> |
| 7 } 75 | ……略…… | ……略…… | …略… | 7 } 75 | ……略…… | ……略…… | …略… |

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。